

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示	
○県営土地改良事業計画を定めた件	三五
○県営土地改良事業計画を変更した件	三五
○保安林の指定をする件二件	三五
○保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	三五
○道路の区域を変更する件	三七
○道路の供用を開始する件	三七
公告	
○落札者を決定した件	三六
○土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件	三六
福島県人事委員会	
○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三九
○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	三九

告示

福島県告示第四百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、高寺地区に係る県営農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月一日

縦覧に供する書類

福島県知事 内堀雅雄

土地改良事業計画書の写し
縦覧の期間

令和七年七月二日から

同 月二十二日まで（二十一日間）

縦覧の場所

会津坂下町役場

その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第四百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、藤橋地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

令和七年七月二日から

同 月二十二日まで（二十一日間）

縦覧の場所

浪江町役場

その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年七月一日

一 保安林の所在場所

福島県知事 内堀 雅雄

令和七年七月一日

福島県知事 内堀 雅雄

南相馬市小高区村

の一、二の一、二の一、二三から二六まで、二七の三、二七の四、二七の七、二七の八、二七の一二、二七の一四、二八の一、字仲川原二の一、三から五まで、六の一、一三の一、一四、一六の一、一八の一、二二から二四まで、二五の一、二八の一、二九から三一まで、三三の二、三三の三、三五の二、三六の六から三六の八まで、三八の三、四三、四五の二、四六、五〇の三、五三の一、五三の四、五三の五、五四の二、五六の一から五六の三まで、五六の五、五六の六、五六の九、六〇の一、六〇の二、六〇の四、六〇の五、六七の四、六八、七〇の二から七〇の八まで、七一の二から七一の八まで、七二の二、七三の二、七四の一、七六の一から七六の三まで、七七の二、七八の一から七八の六まで、八一の五、八一の七、八八、九四から一〇一まで、一五七、一五八、字館腰九三の一、九五の四、九五の五、一〇二の二、一〇二の四から一〇二の八まで、一〇四の一、一〇八、一〇九、一一〇の一、一一二の一、一一四から一一六まで、一二一、一二二の一、一二六の二、一二六の三、一二九の一、一二九の二、一三一の二、一三一の三、一三二の二、一三三の三、一三四の一、一三四の二、一三六の三、一三九の一、一三九の二、一四〇の二、一四一の一、一四二の二、一四二の一、一四二の三、一四六の一、一四九の一、一五七の一、一六一の一、一六一の二、一六二の三、一六二の四、一六二の七、一六二の八、一六二の一、一六三、一六六の二、一六八の一、一六八の二、一六九の一、一六九の二、一七〇の一から一七〇の四まで、一七一、一七二の一、一七三、二九九から三〇二まで、三〇五から三一まで、字北川七五の二、七六の三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔森林保全課〕

福島県告示第四百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

一 保安林の所在場所

南相馬市小高区村上字前谷地四六六の一、四八一の一、四八三の一、四八六の一、
小高区角部内字腰巻の一、二の一、三の一、四の一、五の一、五の三、六の一、六
の四、七の一、八、九の一、九の三、一〇から一六まで、一七の一、一八の一、一九
から二五まで、二六の二、二七の二、二八の二、二九の三、一三五の二、一四〇の二、
一四〇の四、一四四の二、一四八の二、一四九の一、一五〇、一五二の一、一五二の
二、一五四から一五七まで、一六五の二、一六八の一、一六九、一七〇、一九五から
二〇六まで、二〇八から二三まで、字谷地の一、一三、字貝塚の一、二の一、
三の一、四の一、五の一、六の一、七の一、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、
一三の三、一三の五、一四の一、一四の三、一五の一、一六の一、一七、一八、一九
の三、二二の一、二三の一、二四の一、二五の一、二六の一、二七の一、二八、二九
の一、三〇の一、三一の一、三二の一、三三の一、三四の一、三五、三六の一、三九
の一、三九の二、四〇の一、四一の一、四二から四四まで、四五の一、四六、四七の
一、四八の一、四九の一、五〇、五一の一、五二の一、五三の一、一〇三から一三四
まで、一四七から一五二まで、字北台一一七の三、一一七の四、一九九の二、一二六
の二、一三四の二、一七一の三、一七八、字南台六一の四、三三四から三三八まで、
三四〇、字反田七の一、一一の一、一二の一、一三の一、一四の一、一五の一、一五
の二、一六の一、一八の一、一九の一、一八九から二七まで、二一九から二三四ま
で、字羽和形三〇の一、三三の一、四一から四六まで、四九から五八まで、六二、一
九六、一九七

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔森林保全課〕

福島県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第三十條の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手

方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

横田新 横田好雄 横田俊郎 横田長久 高根沢泰 山内映雄 渡部嘉一 渡部清太郎 渡部日出子 渡部利一 鈴木秀勇 奥文弥 新國孟 須佐光 菅家ハルヨ 菅家伊三郎 菅家誠 菅家善雄 石黒新吾 滝沢ハツイ 滝沢栄一 滝沢英儀 滝沢亀吉 滝沢源一 滝沢五郎 滝沢孝次 滝沢宏三 滝沢三雄 滝沢志郎 滝沢治滋 滝沢直蔵 滝沢道雄 滝沢寅吉 滝沢聰興 渡部勝男 飯塚よしの 佐藤節夫 五ノ井善信 五ノ井定夫 五ノ井寅男 佐久間孝一 諏江スミ子 諏江雅幸 諏江初伊 諏江繁好 諏江武夫 諏江民男 渡部政雄 五ノ井伊佐美 五ノ井勇喜 押部一二星 悦子 栗城精二 諏佐明男 奥熊太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和七年福島県告示第三百八十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を矢祭町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

深谷秀夫 白石禎美 鈴木敏代 菊池徹 白坂巳之次郎 菊池恭一 龍光寺

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和七年福島県告示第三百八十四号）によること。

- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道井出 長塚線	双葉郡双葉町大字上羽 鳥字大道五三二番地先 から	変更前	A 六・〇〃 一六・〇 九・五〃 七〇・〇	一一、五六八・一 二、五五四・〇
	同 郡同 町大字長塚 字寺内前一〇一番一地 先まで	変更後	A 六・〇〃 一六・〇 九・五〃 七〇・〇	一一、五六八・一 二、五五四・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日

公 告

県道井手長塚線	路 線 名
双葉郡双葉町大字下羽鳥字益田一 番三地从先から 同郡同町大字長塚字原田三〇 番一地从先まで	供 用 開 始 の 区 間
令和七年七月一日	供 用 開 始 の 期 日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

公告第141号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年7月1日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器 一式（搬入、据付け、調整、データ移行、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
50,820,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月15日

（市町村行政課）

公告第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、岩瀬土地改良区の役員の住所に変更があつた旨届出があつた。

令和七年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

変更があつた者の役別、氏名及び住所

役別 氏名

住所

理事 中原 利保

変更前 須賀川市今泉字町内三三八番地

変更後 須賀川市今泉字町内三七三番地六

（農村計画課）

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十四号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表田村市の項中 「子育て支援センター」 所長 を「子育て支援センター 所長」に、児童館 館長 を「子育て支援センター 所長」に、

「所長 事務長」を「所長」に、「公民館 学校給食センター 所長」を「公民館 館長」に改

め、同表南相馬市の項中「地域医療連携室長」を「地域医療連携室長 人間ドック・健

診センター室長 医療安全管理室長 感染制御室長 医療技術部長」に、「総看護師長」

を「所長 総看護師長」に改め、同表本宮市の項中「白沢ふれあい文化ホール」を「ふ

れあい美術館」に改め、同表南会津郡只見町の項中「課長」を「政策監 課長」に、「所

長 事務長」を「所長」に、「保健福祉センター 所長」を「保健福祉センター 所長 認定こども園 園長」

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月一日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十五号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「須賀川地方広域消防組合 南会津地方環境衛生組合」を「須賀川地方広域消防組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）